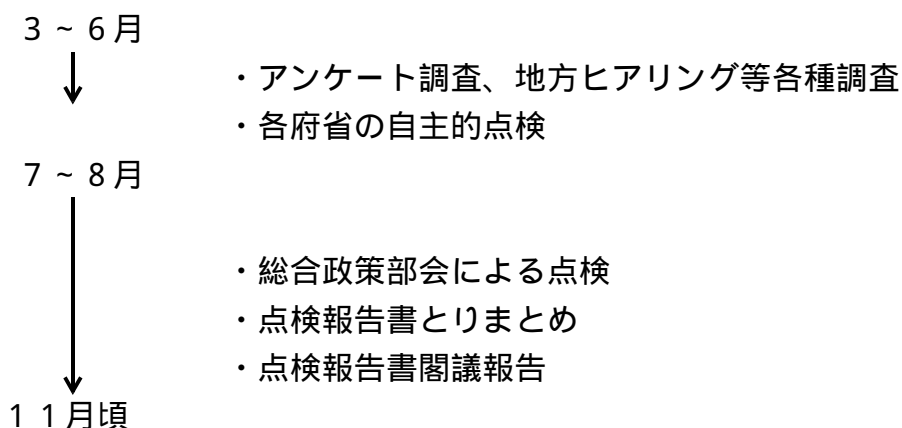


第二次環境基本計画の第3回点検の進め方について

1. 環境基本計画の点検スケジュールについて

各府省の自主的 point 検を踏まえた中央環境審議会の点検を実施すること、各個別計画の点検との整合を図ることを考慮し、総合政策部会における点検は、夏以降に本格的審議を行い、年内に点検報告書を取りまとめる。 [別紙参照]

- (1) 平成15年に実施した第2回点検の際と同様に、各府省の自主的 point 検及び各個別計画の点検スケジュールとの関係から、総合政策部会における点検を、8～11月頃とする。
- (2) これにより、各府省の自主的 point 検、個別計画の点検、各種統計データなどを効果的に点検作業へ反映できる。
- (3) 各府省の自主的 point 検は、夏までに取りまとめを行う。この結果は、各府省がそれぞれ翌年度予算の概算要求作業へ反映することも可能。



(参考) 環境基本計画の進捗状況の第2回点検結果について (平成15年11月 中央環境審議会)

全般的評価 2. 各府省の状況

前回の点検においては、環境基本計画の効果的実施のため、各府省の自主的な point 検結果を踏まえて中央環境審議会の点検が実施できるよう、各府省が早急に環境配慮の方針を策定する必要があることを指摘しました。それにもかかわらず、今回の point 検までに環境配慮の方針を策定した府省は、環境省、総務省、公害等調整委員会、国土交通省、防衛庁、農林水産省、法務省、外務省、文部科学省、財務省、内閣府の11府省にとどまっています。

環境配慮の方針は、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めることを明らかにす

るものであり、その推進を図るための環境管理システムの導入とともに、環境基本計画の効果的実施のため必要なものです。したがって、環境配慮の方針が未策定の省庁は、速やかに環境配慮の方針を策定すべきです。

2. 重点点検項目について

戦略的プログラムのうち、以下の3項目を重点点検項目とする。

- ・戦略的プログラム 9：環境投資の推進
- ・戦略的プログラム 10：地域づくりにおける取組の推進
- ・戦略的プログラム 11：国際的寄与・参加の推進

- (1) 点検項目は、環境基本計画の11の戦略的プログラムを基本とし、次期計画見直しまでに、主要項目すべてを点検できるようにバランスに配慮する。
- (2) 第3回点検は、現行計画の最後の点検であり、これまでに重点点検項目となっていない戦略的プログラム9～11を対象とする。

(参考) 第1回点検の重点点検項目

- ・戦略的プログラム1：地球温暖化対策の推進
- ・戦略的プログラム2：物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組
- ・戦略的プログラム5：化学物質対策の推進
- ・戦略的プログラム6：生物多様性の保全のための取組
- ・戦略的プログラム7：環境教育・環境学習の推進

第2回点検の重点点検項目

- ・戦略的プログラム1：地球温暖化対策の推進
- ・戦略的プログラム3：環境への負荷の少ない交通に向けた取組
- ・戦略的プログラム4：環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
- ・戦略的プログラム6：生物多様性の保全のための取組
- ・戦略的プログラム8：社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組

3. 中央環境審議会の点検の進め方

(1) 総合政策部会における点検内容

総合政策部会による環境基本計画の点検は、大きな方向性についての議論を中心として、各分野の詳細な事項の点検までは行わない。

第2回点検と同様、総合政策部会による基本計画の点検は、大きな方向性についての議論を中心として、各分野の詳細な事項の点検までは行わない。具体的には、環境基本計画の戦略的プログラムの中の「目標」や「施策の基本的方向」に基づき、総合的観点から点検を行うイメージ。

各府省の自主的点検は、それぞれの環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について実施することとなる。点検項目については、重点点検項目との整合を図る。

(2) 総合政策部会での点検の流れ

各府省別の自主的点検結果報告を受けた後、重点点検項目別に点検を行う。

各府省別の報告（1回程度）、重点点検項目の分野別審議（1～2回程度）を経て、全体を取りまとめるイメージ。

このほか、各種アンケート調査、地方ヒアリングなどを踏まえた点検を実施（詳細は4.参照）。

(3) 各府省の自主的点検の実施及び中央環境審議会への報告の方法について

各府省から中央環境審議会への報告は、

- ・ 各府省の自主的点検結果報告書
- ・ 重点点検項目となった環境分野ごとに進捗状況やその評価・課題などの点検結果概要をまとめた総括表

を中心として行う。

第2回点検と同様、各府省の環境配慮の方針の進捗状況についての自主的点検結果の報告書の提出を受ける（様式自由）。

これに加え、重点点検項目毎に施策の全体像・進捗状況等が把握できる票を様式を統一して作成。

統一様式を用いることで、中央環境審議会での点検作業の効率化を図る。

各府省の自主的点検も含めた点検に係る作業に当たっては、個別計画において実施される点検作業との連携に留意する。

4 . その他の調査

国民、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、地方ヒアリングなど、各種調査を実施する。

- (1) アンケート調査、地方ヒアリング、パブリックコメントは、環境基本計画の点検に供する資料となるだけでなく、幅広く環境基本計画を普及啓発する機会となることに留意する。
- (2) 国民、事業者、民間団体、地方自治体の取組を把握するため、以下の調査を実施。
 - ・アンケート調査
データの継続性、普及啓発の観点からも、引き続き実施
大人、子ども、地方公共団体への調査を実施
 - ・地方ヒアリング
地方の生の声を聴く機会であり、普及啓発の観点からも引き続き実施
全国で3箇所程度
地方調査官事務所の活用
 - ・パブリック・コメント
点検報告書案に対するパブリック・コメントを実施

(別紙)

環境基本計画の点検スケジュール イメージ

